

議事日程第5号

平成26年12月11日(木)

第1 議案上程(議案第70号から第89号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 請願上程(請願第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿	19番 高野 寛志
20番 三浦 利通		

欠席議員(1人)

16番 小松 穂積

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
主席主査	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 杉本 俊比古
総務企画部長 山本 春司
産業建設部長 原田 良作
企業局長 安藤 恒昭
総務課長 藤原 誠
税務課長 鈴木 金誠
健康子育て課長 伊藤 文興
福祉事務所長 夏井 正士
観光商工課長 飯澤 主貴
病院事務局長 杉山 武
学校教育課長 鈴木 雅彦
監査事務局長 畠山 喜代和
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 伊藤 正孝
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 船木 道晴
教育次長 目黒 重光
企画政策課長 菅原 信一
財政課長 佐藤 盛己
生活環境課長 渡部 源夫
介護サービス課長 水戸瀬 重孝
農林水産課長 中田 和彦
建設課長 三浦 秋広
会計管理者 天野 綾子
生涯学習課長 加藤 秋男
企業局管理課長 松橋 光成
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

小松穂積君から欠席の届け出があります。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第70号から第89号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第70号から第89号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

14番船木正博君の発言を許します。14番船木君

○14番（船木正博君） おはようございます。

それでは、議案第79号平成26年度男鹿市一般会計補正予算について、大綱的な見地に立って質疑いたしますので、よろしく願いいたします。

ということで、男鹿駅周辺整備基本計画策定業務委託料についてのことでございますが、今回、その委託料として400万円計上されております。ここ二、三カ月の経緯を見ますと、ここ3カ月の間に急遽この計画が示されまして、最初は男鹿駅前の整備ということで説明を受けたわけです。その後、議会での議論で港湾用地の方がいいなどの意見が出たりして、そして今現在は船川周辺全体のランドデザインを考えるという、そういうふうな流れになってきております。すなわち、今現在では建設場所等どこにするのかは全然決まっていない状況でございます。そういった状態で業者に策定業務を委託するのは、いかがなものかなと。場所も決まっていないのに、そのまま業者に丸投げして、果たしてこれでいいのかなという、そういうふうな感じがいたします。本来であれば、市長や職員が原案を策定して、行政側から建設場所とか計画素案を示してから業者に委託するのが本筋ではないでしょうか。そういうふうには私考えておりますが、違いますか。そういう手順を踏んでから予算計上するべきものではないかなと、私はそういうふうに思っております。

ということで、この策定業務委託料は、今回の議会に提出するのは、ちょっと拙速ではないかなという、私はそういうふうな考えを持っております。ということで、もっと確実性をもってから提出していただきたい、そういうことで今回400万円の委託料はもう少し考えるべきではないのかなと、そういうふうにも思います。

そしてまた、この400万円という金額ですけれども、これはなんですか、どういうふうな積算根拠で、このくらいの金額ということになったのか、その辺のところをまず教えていただきたいと思います。

あくまでも大綱的な見地で今申し上げておりますので、そういうふうなことをよくお含みおきください。

まず、今回の目的というのは、駅前に人を呼び込んで、にぎわい創出、駅前だけではなくてですね、船川全体の活性化につなげるということであるでしょうけれども、果たして今回の計画が、どれほどの投資効果があるのでしょうか。私はまだ、そんな現在の立地条件とか人の流れ等を考えると、そんなに甘くはないと思っております。大枚をはたいて箱ものですか、つくっても、今の社会状況からして、私はちょっと無理があるのかなと、そういうふうな考えでおりますので、将来お荷物にならないようにですね、私は市の財政を圧迫しかねないんじゃないかなと、むしろそういうふうな考えでおります。ということで、今回、今後策定するに当たってですね、私もいろいろ案がありまして、その辺のところ策定業務の方に幾らかでも参考にさせていただければと思ひまして、私はあくまでも船川の町中のにぎわい創出、それがやっぱり一番重点だと思ひますので、私はやっぱり駅前の方の建設計画、やるとすればですね、こっちの方がやっぱり私はいいのではないかなと、そういうふうに思っております。といっても、前に示されたような、あのような雑居ビル風の建物ではなく、むしろあそこは更地にして、広く場所を確保してですね、駅前広場として活用した方が、よっぽど効果があるのではないかなと、そういうふうに考えております。例えば駐車場を広くして車を入りやすくする。周りにイベントコーナーとか設けてですね、そこに屋台や移動販売車とか仮設店舗、あるいは周辺の商店もそういうところを利用してもいいんじゃないでしょうか。船川には、夢プラスカードとかそういうものがありますので、そんなのを利用しながら、たまにイベントなどを開催して集客を図っていくと。そのお客さんたちが、また周辺の商店に足を運んでもらえれば、好循環が生まれて活

性化につながるのではないかなと、そういうふうな私は考えを持っております。そんな施策をですね、官民挙げて実行してもらえれば、その方がよっぽど船川のまちの中のにぎわい創出にはつながりますし、地元の人たちの収益も上がる空間として、そういうふうなポテンシャルを持ったところだと私は考えておりますので、何も高額な施設をつくれればいいというものではありません。ちょっと頭を使えば、便利な利用方法、少ない費用で立派なものができるんですよ。そこで、ぜひ、先ほども言いましたけれども、今回策定業務に入られる場合は、こういうことも頭に入れていただいて策定していただければありがたいなと。市長及び職員、先ほど言いましたけれども、コンサルタントへの丸投げではなくですね、ある程度自分たちのそういうふうな意思とかを、やっぱり業者に説明して、こういうふうなものをつくりたいということをやったり業者によく説明してから策定業務をしてもらおうと、その方が妥当ではないかと思っておりますので、以上のことを申し上げました。ご答弁お願いします。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午前10時09分 休 憩

午前10時10分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 男鹿駅周辺の整備につきましては、繰り返しお答えしておりますように、男鹿市全体の活性化の中で男鹿駅の周辺の整備を図るというものであります。我々として、もちろんこういうアイデアは幾つかといいますか、今までも検討しましたし、いろんなアイデアを持っております。それを今まで町並みのデザインをした専門家から見てもらった中で、我々のこういうものやってみたいというアイデアをその中に入れる。町並みでありますから、1カ所ではなくて、時間はかかりますけれども将来的にこのように開発していくというようなことを我々はこれからやっていきたいということで今回予算を提案させていただきました。

額につきましては、いわゆる中央のそういう本当にやっているコンサルタントの額からすると、もう桁違いの額でありますけれども、何とかこの範囲で、桁違いという

のは少ないという意味で桁違いなんでありますけれども、町並みのそのデザインという、なかなか我々では思いつかないようなアイデアもいろいろある業者のはずでありますから、その中で我々がやりたいと思うこと、優先順位をつけて徐々にやっていると。その中で、例えば男鹿駅前順番がどうなるかというのは、全体計画の中で、全体の最適計画といえますか、グランドデザインというのは全体から見て最適だという考え方でありますので、その方向で進めたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。船木議員

○14番（船木正博君） その趣旨はよくわかります。今、市長、男鹿市全体の活性化を考えてということをおっしゃいました。男鹿市全体のことを考え、男鹿市全体の利益等を考えると、こういうふうなものをつくるのは、もっとほかの場所も考えられるのではないかなと、船川だけでなく男鹿市全体を見て、どこが最適地なのかなと、そういうふうなところをよく考えた上で、この設置場所等を決めた方がいいのではないかなと思います。あくまでも船川の町中の活性化も大事ですけども、それと並行して、男鹿市全体の収益を考えるとすればですね、こういうふうな施設、どこの場所が一番最適かなと、そういうふうなことまで考えていただければありがたいと、今後のその場所設定に当たって、そういうふうなことも加味して考えてもらいたいと思います。それを考えてもらえるかどうか。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 全くの繰り返しになりますけれども、男鹿市全体の活性化を考えて、男鹿駅周辺の整備ということをおっしゃいました。その方向で進めたいと思っております。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。船木議員

○14番（船木正博君） わかりました。議案質疑ですので、細かいところまではいきませんが、あと続きは予算委員会等でさせていただきますので、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（三浦利通君） 14番船木正博君の質疑を終結いたします。

次に、4番木元利明君の発言を許します。4番木元利明君

○4番（木元利明君） 皆さん、おはようございます。

私からは、議案第72号及び第75号について質問をいたします。

はじめに、議案第72号男鹿市青少年問題協議会条例を廃止する条例についてであります。

昨今、青少年の規範意識の低下に伴う犯罪の多発、そしてまた、低年齢化や青少年の犯罪被害が全国的に問題となっているいじめ問題は、社会的自立が困難な青少年、引きこもりやニート等も含みますけれども、増加している問題等を含め、青少年問題は多様化しておる現状であります。

本来、家庭には青少年を健全に育てる重要な役割があります。関連した一説にこのような語句がございました。教育という川の流れの最初の水源の清冽な一滴となり得るのは家庭教育であると、家庭こそすべての教育の出発点であるとあります。しかしながら、個々の家庭の努力だけではできない現状にもある今こそ、家庭を取り巻く学校、地域、行政、関係団体等が情報を共有しながら、互いに連携しながら多方面から働きをかけ、行うことが必要と思われませんが、児童福祉法にある男鹿市要保護児童対策地域協議会へ統合するに至った経緯及び統合後の課題解決に向けての取り組み、役割について伺います。

次に、議案第75号男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛しながら、その福祉の向上に寄与することを目的に祝金を支給する現行制度の改正理由として、行政改革大綱に基づきとのことであり、88歳を1万5千円と、そして100歳を10万円、99歳も削除ありますが、それらに支給を見直しする内容となっているようであります。

昨今、市長の答弁の中で、平均寿命を勘案し設定したとの答弁があったようですが、男子においては、ここへきてようやく80代に乗りましてですね、寿命はますます伸びる一方で、また反面、子どもの数は予想を上回る早さで減っていくと。まさに人口革命と呼ぶにふさわしいものであります。

もとより77歳を廃止の方向で検討のようでありますけれども、支給廃止は情においてまことに忍びないものがあります。長寿社会におきましては、平均寿命を超えた88歳以上の方への現行祝金制度を維持して、市が敬老の施策として市民とともに喜び合うのは当然のことですけれども、77歳祝金を単に廃止するということで

あれば、高齢者に対する弱者切り捨ての論理と言っても過言ではありません。

しかしながらですね、そうであってはならないことで、この経常一般財源を子育て支援、高齢者医療、介護、あるいは社会参加を促す高齢者の支援等に用途を変えてはどうか。すなわち、それらの制度の予算を増額していくことが、市の対策として必要であると考えますが、いかがなものかということをお伺いいたします。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、青少年問題協議会の要保護児童対策地域協議会への統合する経緯についてでございます。

このことにつきましては、本年策定しております第3次男鹿市行政改革大綱におきまして、類似協議会等の統合促進を位置づけておりますが、この件につきましてはそれ以前から検討をいたしております。と申しますのは、青少年問題協議会と要保護児童対策地域協議会は、いずれも児童などの問題に関する包括的な協議会でございます。協議内容もほぼ同様であること、さらには委員の方々も半数ほどは重複しているというようなことから検討をしてきた経緯がございます。

統合に当たりましては、青少年問題協議会の設置につきましては、地方青少年問題協議会法では「置くことができる」という任意規定になっていること、これに対しまして要保護児童対策地域協議会の設置につきましては、児童福祉法で「設置するよう努めなければならない」という努力義務規定になっております。このことから、青少年問題協議会を要保護児童対策地域協議会へ統合することといたしまして、本定例会へ青少年問題協議会条例を廃止する条例案を提案したものであります。

なお、この青少年問題協議会の統合につきましては、去る10月24日に開催しました青少年問題協議会において、委員の方々にご説明を申し上げ、ご理解を得ているところであります。

また、統合後の課題解決に向けての取り組みについてでございますが、統合後も要保護児童対策地域協議会や所管の課において、これまでと変わらない取り組みをしてまいります。

それから、敬老祝金についてでございますけれども、この見直しの必要性から

ちょっと申し上げさせていただきますと、私どもとしては77歳、あるいは88歳、99歳などと特定の年齢だけの高齢者を対象として祝金を支給することよりも、例えば健康寿命を伸ばす取り組みや高齢者の生きがいづくりなど、高齢者の方々全体を対象とする施策を実施する方が、より高齢者福祉の充実が図られるということ。また、平成25年度の実績でございますと、弔慰金を含めまして77歳の支給人数が545人、88歳が225人、99歳が13人、100歳が12人、101歳以上が12人、合わせまして807人となっております。国立社会保障人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によりましても、本市の75歳以上の高齢者は2030年までは増加していくと見込まれております。今後、財政状況も厳しくなると予想される中で、この敬老祝金支給事業をある程度持続性を高めていくためにも見直しは必要というふうに考えたところであります。このような状況から、市長が一般質問でもお答えしておりますように、県内他市の敬老祝金の支給対象や日本の平均寿命の伸びを勘案いたしまして、このたび支給対象を88歳と100歳に改めたいということで、第3次行政改革大綱に位置づけまして、本定例会に条例改正案を提案しているところであります。

この敬老祝金の支給対象の見直しによって財源の一部が出てくるわけでございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたが、高齢者施策の財源に一部は活用し、できればその一部については、また残りについては、高齢者の方々のお孫さんの世代にも活用させていただければというふうに考えております。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） ただいまの説明でありますと、この見直し、廃止については、ずっと以前からの計画があったと。ということと、双方に共通する方々が名を連ねている、それ一つ。そしてまた、青少年問題協議会法、そしてまた児童福祉法に関する、双方とも共通することが多いという話でございましたが、私のですね見るところによりますと、今、中身がやや似ていると、共通するところが多いといいつつもですね、しからば例えば青少年問題協議会条例でいきますと、青少年の指導、育成、保護及び共生に関する総合的施策の樹立とあります。

一方、要保護児童対策地域協議会法、児童福祉法なんですけど、これにはですね、要保護児童についての情報交換、そしてまた要保護児童の発見及び対応の検討とありま

す。そしてまた、三つ目として、要保護児童に対する地域社会の啓発活動、4として、その他要保護児童に関することとあるんです。

そこで、今の部長がおっしゃった双方共通する点が多いということについて、どこがどういうふうに共通点なのか、いかがでしょう。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） 青少年問題協議会と要保護児童対策地域協議会の件でございますけれども、確かに青少年問題協議会、あるいは要保護児童対策地域協議会では、直接的には内容が異なる部分がございます。実際のところ、例えば会議の内容をちょっと申し上げさせていただきますと、いずれも市内の少年非行の現状とかそういう青少年問題にかかわることの、実質的には情報を共有しているという場になってございます。そのような意味で、二つの協議会につきましては、実質的に同様のことをしているというようなことで統合したいということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。木元議員

○4番（木元利明君） よくわかりました。

そこでもう一点なんですが、その共通しない部分として、例えば青少年問題協議会の方は、第4条にですね、協議会は毎月定例会議を開くことを本則としとあります。しかしながら、要保護児童対策地域協議会の方にはですね、代表者会議は年1回以上開催すると。それから、実務者会議も年1回以上開催すると。ということになっておりますけれども、今度ですね、これが統合になりますと、年1回にあわせるのか、月1回の開催にあわせるのか、そこら辺ですね。それからですね、廃止するに当たって、協議会員の皆様から了解を得ているという話でありまして、今までの青少年問題協議会の開催が、ずっと以前からなされていると思っておりますけれども、まず廃止するに当たった今日なんですが、前に一度はですね、協議会より当局の方へ提言等があったと思うんですが、例えば直近で25年度でも結構です。協議会の方から市の方へですね、どのような意見具申があったのか、そこら辺を述べていただきたいということでもあります。

それから、先ほど若干、双方共通しない面はあると言ったものの、片方は調査審議

が主なるものです。一つはまず協議だということでもありますが、こう見ますと、かなりかなり共通しない部分があると私はちょっと認識しておりますが、それはそれでいいでしょう。ということで、今の件について。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

協議会の開催回数の件でございますが、青少年問題協議会条例、先ほど木元議員がおっしゃいましたように、毎月定例会議を開くことを本則とうたってございますが、実質的には年1回程度しか開催していないという実情でございます。協議会での意見、その他でございますが、ことしの10月に開催した際には、少年非行の概要とか、26年度の青少年育成事業について、そのほか各委員からの話題、情報の提供をいただきながら情報を共有してございますが、特に協議会そのものから私どもに対して意見の具申、協議会そのものからはいただいておりません。

○議長（三浦利通君） 4番木元利明君の質疑を終結いたします。

○4番（木元利明君） はい、わかりました。

○議長（三浦利通君） 次に、3番米谷勝君の発言を許します。3番

○3番（米谷勝君） おはようございます。

それでは、議案第79号平成26年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について、大綱的な見地に立って質疑いたしますので、よろしく願いいたします。

男鹿駅周辺整備計画について、お伺いしたいと思います。

この男鹿駅前整備につきましても、本当にこう、今まで一般財源の単独事業から、国・県の補助事業を活用する考え方で、私は非常にこの事業を期待しております。そのような中で二、三点お聞かせいただきたいと思っております。

市長は昨日の一般質問で、ランドデザインを考えた中で意見を聞いていくと。それから、男鹿駅前の整備計画の検討委員、これらを活用して意見を聞いていくというお話をされておりましたが、意見を聞くということは二通りあると思うんですね。この間、さきがけ新聞に載っておりました市のコメントと申しますか、いろいろ農水産物や加工品という形で載っておりましたが、まず、この新聞報道によると、物産販売所をメインに地元の食材を使った料理を提供する飲食店など併設する予定。それか

ら、老朽化が進んでいる船川港公民館内の市立図書館を新しい施設に移転することも検討する。こういうことが書かれておりましたけれども、まず、市が今言ったようなものを建てたくて意見を聞いていくのか、それとも、男鹿市の活性化のために、どのような施設が必要なのかという意見を聞いているのか、そのどちらなのでしょうかと、まずお聞きしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 男鹿市のいわゆる活性化に向けて、市としてのアイデアを提示した上で、いろいろご意見をお聞かせいただくという方向に進んでまいります。これは先日、全員協議会の時に市の一応の案としてお示しした内容もありますし、当然こういう計画を進めるためには素案というものがなければ、ゼロからのスタートということにはなりません。やはり市として、それはもちろんグランドデザインを考えた中で、全体の中に考えるわけでありましてけれども、市として今こういうことをやっていきたいということをお示しして、それでご意見をいただいております。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。3番米谷議員

○3番（米谷勝君） そうすると、市の案を示して意見を聞いていくということだと思いますが、それが果たして男鹿市の活性化につながっていくもののでしょうか。私は、今考えている物産販売所とかいろいろ市で示しておりますけれども、今示したのであれば、駅前と何ら変わらないと思うんですよね。やはりそうじゃなくて、せっかく今、活性化につなげてという考え方でいくのであれば、もう少し何ですか、検討委員ですか、18名の方おられます。学識経験者として銀行の支店長とか男鹿駅長とかね、あといろいろ18名の方おりますけれども、やっぱり男鹿市の活性化を図るのであれば、この18名だけではちょっと活性化図れないんじゃないかなと思うんですけれども。

それから、この間示したもののほかにも、やっぱりもっと意見を聞いて、男鹿市の活性化に結びつけるべきでないかと思っておりますけれども、そこら辺についてお伺いします。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 市のアイデアをつくる前にいろんな方の意見をお聞きするのは、これは当然のことです。それは今回の男鹿駅周辺に限らず、我々は普段からいろんな方のご意見をお聞きして、男鹿市の活性化のために何が必要かということ、我々の仕事としているわけですから、今回のために急に何か意見を募るとかということじゃなくて、多くの方々から意見を聞きながら、そしてそれを一つの案としてご提示して前に進めていくという方向をとりたいと思っています。

○議長（三浦利通君） さらに、米谷議員。

○3番（米谷勝君） 今おっしゃったことは、市長、私の勘違いでなければ、今まで多くの方々から意見を聞いて示したものが、さっきおっしゃったように物産販売所をメインにとか、それから市立図書館とかと、こういう形が多くの今まで意見を聞いた形のものなのか、そこら辺について。それとも、これからもう少し聞く意思があるのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） いろいろご意見をお伺いした中からアイデアを出したものでありますけれども、今後、ご意見をいただければ、それはどこまで取り入れるかはその全体の計画の中で見なければなりませんけれども、ランドデザインを考えながら全体の中で、いわゆるその人のにぎわいをつくる方向でいろんないいアイデアをいただければ参考にしたいと思っております。

○議長（三浦利通君） 3番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、2番三浦一郎君の発言を許します。2番三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 私からは、議案第70号、そして第79号について、大綱的な見地から質問をしたいと思います。

まず、第70号についてであります。これは今、一般職員の給与に関する事項ですけれども、議案書の2ページになっておりますが、職員の給与というのはいろんな意味で働く者にとっては最も関心があって、しかも生活に直接結びつく大事なことに当たると思います。それで、この中では2ページの説明にあるように、第7項を55歳云々から、それから基準に従い、決定するものとする、こういうふうに変えていますけれども、従来の条文から見ますと、一番関心のあるといたしますか、昇給の一定職

以上の人方のことについて変更をしていると、こういう形になると思います。それで、行政の運営上も最も職員にとっても関心のあることですから、職員団体として男鹿市職員労働組合がありますけれども、やはり職員のいろんな関心のあることについては労働条件の変更ですから、十分に話し合いをしていく必要があると思います。それがやっぱり、これからの行政のいろんな運営についても大きく響くものと思いますので、その職員団体と事前にどういう観点でこういうふうに改めていくということについて話をしてきたのか、その状況についてまずお聞きしたいなと思います。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

まず、職員組合との協議の件でございますけれども、2回ほど協議をいたしております。今回提案しております55歳以上の課長職の昇給をなしとする内容であるということと、期末勤勉手当、これについての県の率にあわせる改正であるということをご説明申し上げて、了解を得て今回ご提案申し上げたところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。三浦一郎議員

○2番（三浦一郎君） 55歳以上の方については昇給なしと、簡単に一言で言えばそういうことになりましたが、従来は昇給がそれなりにしていたわけですから、そういうことで何といたしますか、職員団体の方からはどういうふうな話が、2回話されたそうですけれども、どういうやり取りといたしますか、お互いのですね、その話が出ていたのか、その点についてお伺いしますし、それから一問一答ではないということでしたから、私ちょっとうっかりして、79号のことについてもですねお聞きしたいと思います。

これは予算の19ページにかかわるところなんです、企画の委託料の関係についてであります。委託料、上から五里合公民館云々というのがあります。これは多分、学校の合併とか統合とかにあわせまして、今の施設をそちらの方に移すのかなと、そういうような形だと推測はしておりますが、公民館とか保育園は、やはり地域のいろんな活動、それから保育園については、やっぱり保護者から、それから地域でも、子育て環境ということで大変重要な形になると思いますので、あらかじめ地域の代表

的な方々であります各町内会の方とか、そういう地域の人の意見と申しますか、新しくそちらに移すということについて、話をみんなで意見を出してもらえる機会を、どういう形で進めてきたのか、そこら辺についてお知らせをしていただければなと思っております。

それから、市民の意識調査、いろんな意識があると思いますが、これもやっぱり市政を住民のものにしていくと、そういう観点から大事な項目だと思っております。今回は、どういう意識の調査と申しますか、市民の声を聞くというような形での、これらの考え方なのか。

それから、室内用香水「椿」の開発ということなのですが、これも男鹿半島は椿の北限ということでアピールできるポイントでありまして、椿サミット以外でもいろんな形でこれらを契機にして、いろんな面で進めていくというのは大変結構なことだと思っております。それで、香水は私らの感じでいくと、特に女性の皆さんが自分のアピールポイントとして使われるようなのですが、室内用香水というのは、どういう観点でその室内用の香水ということで、これからこれらを考えていくのか、その考え方ですね。

それからもう一つ、最後の方にありますが、公共施設実施設計業務ということですが、再生可能エネルギーの導入については、全国的にもいろいろ重要な、しかもみんな一生懸命取り組んでいることで、男鹿市にとっても、いろんな意味で自然のエネルギーを活用できる地域でもありますから、大変大事なことだというふうに思っておりますが、再生可能エネルギーのことを男鹿の地勢的ないろんな面から見て、どういう面から、風力とか、今は太陽光発電とかがかなり進んでいますが、あとそんなに大きくはないと思いますが、いろんな水力の活用とかも考えられるわけですので、特に公共施設関係でのこのエネルギー利用の事業の設計と申しますか、そんなよう委託のようなのですが、どういうことを考えているのかお聞かせ願えればと思っております。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午前10時51分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

職員組合との交渉の中身についてでございますけれども、この昇給停止に関しましては、県が既に改正済みであること、それから13市中8市が既に改正しております。それから、この12月定例会で4市が改定すると。残り1市だけが見送りという、そういう状況を説明した上で、職員組合としてもそういう状況であればやむを得ないということで了解を得たところでございます。

以上であります。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。三浦一郎議員

○2番（三浦一郎君） それでは、第70号に関してなんですが、これの議案書の説明の文面によりますと、中ほどには、前の項目になかったような表現の仕方で、「同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好、又は特に良好である場合に限り行うものとし」ということになってはいますが、これかなり抽象的な表現なんですね。ですから、この勤務成績が極めて良好と特に良好というのは、これはどういう違いがあるのか、そこら辺、何か具体的な解釈と伺いますか、当局ではどういう基準でこれらの表現の仕方になっているのか、そして、これもやっぱり職員組合との話し合いのポイントにもなると思いますが、やっぱり抽象的な表現ですと、いろんなことも含めて運用がばらつきが出てくる。簡単に言うと、上の権限ある方々の一方的な考え方で、普通、運用されるというのが心配されますので、この解釈の基準とかそういうのについてもやっぱりきちんとそこに従事している職員組合の方と話を詰めて、そういうふうな形での運用がなければ、いろんな公正とか公平とか、そういう観点から禍根を残すような運用にもなると思いますので、そこら辺ですね、考え方を伺いたいなと思います。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

勤務成績の件ですが、今現在、「極めて良好」から「良好でない」までの5段階で区分しております。この詳細な基準については設けてございませんけれども、現在の

運用としては「良好である」という中間のところでございますけれども、これを用いまして、これまで55歳未満の課長であれば3号給、55歳以上の課長であれば2号給昇給していたものを、この分を昇給しないというふうな取り扱いをするという改正でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 2番三浦一郎君の質疑を終結いたします。

次に、8番安田健次郎君の発言を許します。8番安田健次郎君

○8番（安田健次郎君） 私からは、議案第73号と第74号、介護保険のことで関連がありますけれども、二つに関連して質問させていただきたいと思います。

まず、この条文だけ見ると、なかなか中身がわかりにくいので、けさほど市民福祉部長には教えていただきたいという話をしましたんですけれども、ちょっと解釈しきれないところがありますので、率直に教えていただきたいということで質問させていただきますけれども、来年からの6次の計画によりますと、今まで私がこの1年間かけて質問してきた中身が相当実際、計画に盛られるということで、いわゆる介護難民が出るような、介護外しというか、低所得者にはきつい、そして料金が上がる体系、政府でも平成25年には全国平均8千500円以上になるという積算を立てているわけですけれども、これは天井しらずの法案なんでね、必ず30年、40年って絶対とまることなく引き上がっていくという大変な制度なんですけれども、これはさておき、この中身だけ見ると、支援等の事業の人員とか運営等に関する基準を定めるということになっているんですけども、この間6月に成立したこの介護保険法の改定案で、新総合事業という創設がなされていますよね。大きな改定の一つは、介護予防事業、これを大幅に変えるということなんで、いわゆるその新しい介護予防、日常生活支援総合事業という名称に変わりますよね。この中で、例えば今までやっている介護予防とか生活支援サービス事業、一般の介護予防事業、これらについても今までは一次予防事業とか二次予防事業ってあったんですけども、これ変わるんですけども、その先取りのな条例なのか、義務づけられた来年度の計画に盛られるための、いわば先取りといえればいいかな、窓口の、いわゆる今までの介護サービスから卒業作戦と言われているんですけども、これをやって介護の支援事業をなくしていくという厚生労働省の思惑なんだけれども、この先取りのなことの中身のいじくり方なのかということがまずはじめです。

それから、次の第74号の地域包括支援事業、これはこの間の6月議会だったかな、果たしてこういうふうに変われば、男鹿市でその地域包括支援事業は順調にやって、ニーズにこたえられるかという質問したけれども、その計画できちっと盛るという話であったんですけれども、これも今度は今までは地域包括支援事業ということで、いわば地域包括支援センターの運営というタイトルで予防介護のケアマネージメント、それから相談支援事業、業務とか、それから権利の擁護とか、ケアマネージメントの支援とかと、この4項目の事業だけであったんですけれども、今度は相当仕事量がふえるよね。支援センターの運営については変わらないんだけど、在宅医療とか介護連携の推進という項目が盛られてくるんですよ。これはどうやって進めようと思っているのか、ちょっと気になるんですけれども、進んだ思いやりのある自治体であれば、十分ニーズにこたえられる推進事業になると思うんだけど、果たしてどうなのかなという危惧されます。

それから、在宅医療の介護運営の推進、これもどうなのかということです。認知症施策の推進、これも手がけなきゃならなくなるんですね。それからもう一つ、生活支援サービスの体制の整備とあるんです。非常にややこしいというか、事務の複雑化というか、仕事がふえるというか、こういうのが自治体に押しつけられるんだけど、これもこの第74号の中でのその前取りのな条例改正案なのか。なぜ聞くかというと、この条例案だけだと細則とか規則がわからないと、どういうふうになるかわからないんですよ。多分うちの議会というのは、常任委員会中心だと思われるので、この後の常任委員会では資料が出て、それなりの審議なされると思うんだけど、私方この審議に当たって常任委員会に入っていないとわからないですよ。そういう点で聞くんですけれども、いわばそういう点で、この介護保険というのは、この後大変な状況になると。

それも質問なんですけれども、3月までに計画を出さなきゃなりませんよね。いつころ第6次のこの計画というのは提案されるのかどうか、これをまず聞いておきたいと思います。

それから、今のこの条例改正についての予算というのが、余りよく見当たらないよなんだけど、伴っているのか伴っていないのか。ちょっとこれをやるとすれば、人員を大幅にふやさなきゃならないので、その予算的なものがあるのかなと思っ

てちらっと見たんだけど、見当たらなかったようなので教えていただきたいと思っています。

それから、今この事業に対して、自治体には2年間の猶予があって、慌ててやらなくてもいいという報告があるんだけど、あちこちで取り組んでやられたところは、非常に弊害があって矛盾が吹き出しているというようなことがあるんですね。男鹿市では、どの程度までというか、来年、再来年度まで待って手を挙げてやるのかどうか、それとも今のところ、早めに取り組もうとしているのか、これも聞いておきたいと思うんです。

この細則とか規則とかというのは、確認なんだけども、今度の常任委員会で提出なされるのかどうか。いわゆる6次計画が今度つくられると思うんだけど、それまで、この今の条例に出てきている規則とか細則出てこないのか、そこら辺ちょっとわかりづらいので、要は、本当は予算委員会でも議論できるから、予算委員会でそういう資料が全部出てくれればいいわけだけども、前もっての議案質疑なんでね、わからないと、この議案がどういう議案なのかとよくわからないで聞くんですけども、その点についてちょっとこう五つ、六つなっちゃうんだけど、教えていただく意味も含めて、市民福祉部長からお答えをお願いしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

このたびの条例の件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第三次の地域主権一括法によりまして、介護保険法の一部が改正されております。これによりまして、これまで厚生労働省令等により定められておりました指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について、27年4月までに各市町村が地方自治体の条例で定めることとされております。それに基づきまして、私どもはこのたび、今までの国の基準と、一部独自基準はございますけれども、ほぼ国の基準どおりに制定するという内容のものでございます。

それから、今策定作業中の第6次介護保険事業計画につきましては、まだ今策定作

業中でございますけれども、当然介護保険料等の絡みもございまして、条例案は3月定例会に提案する必要がございますので、年明けには何らかの形で皆様にもご提示していかなければならないものかなというふうに考えております。

条例の制定と、この予算の関係でございますが、これは先ほど申しましたように、これまで決まっていたものを、そのまま国の省令等から市の条例にきたものでございまして、直ちに予算が発生するというものではございません。

それから、新しい事業への2年の猶予期間があるということで、来年度からの実施等についてでございますけれども、私ども伺っているところだと、横手市あたりが来年度からやるというような話もちょっと伺っておりますが、私どもといたしましては、ほとんど県内の市は様子を見ているような部分があると思っておりますが、私どもとしては、やはり猶予期間はいただきたいというふうに思っております。

それから、この条例に伴う規則等でございますが、国の基準をそのまま準用いたしますので、今のところこれに伴う規則等の制定は予定していないところであります。

○議長（三浦利通君） 安田議員

○8番（安田健次郎君） なるほど、大分わかりました。いわゆる第三次の地域主権のこの改正に伴ってのことだと。

どうも何か、嫌な感じがするというかね、いわゆる介護保険の改悪をどうやって切り崩すかということの、先ほど私、水際作戦という言葉を使ったんだけど、その手口じゃないかという気がするんですよ。これをやっちゃうと、介護保険の改正とは違いますという形で、地域主権という言葉が使われてくるんだけど、これで窓口で水際作戦という言葉が言われているんだけど、いわゆる介護保険から卒業させて要支援についてはもう全部外しちゃうよという対策だと思うんだけど、そこで今、部長が答えた2番目の答え方として、国の方針を遵守するような計画づくりをしたいような旨の話をしたようなんです。答えたようなんです。これやっちゃうと、国の方針というのは、これ、全国市長会で反対したわけでしょう。これ、この介護保険の推進については、新総合計画については、全国に200とか300とか言われる自治体が全部反発して陳情が採択されているんですよ。これはちょっと自治体いじめじゃないかということで。この法案じゃないですよ、介護保険のことで。それでね、それ何だかという、国が自分でやらなきゃならない要支援の仕事を全部自治体

に丸投げしているということだから反対したんでしょう。それを国の方針というのは、厚生労働省の中身、今ここで私全部まとめてしゃべるわけにはいかないけれども、いわゆるこれ、厚生労働省のこの支援というのは、ガイドラインというのは大変なものだと思うんですね。要支援のサービス大部分とか全部保険給付の枠外に追いやるといいますね。全国一律の保険給付から市町村事業にかかること、地域の実情に応じた効果的なサービスって、さもよさそうなんだけれども、要は漫然とサービスを受けることは許さないという要綱になっているわけ。非常に厳しく戒められています。要支援者は自立せよという言葉は使いません。全く自立しなさいという要綱になっていますよ。そういうふうになると、今の市民福祉部長の答えだと、この後、計画に、この中身の今一例だけ挙げたんだけれども、そういう計画を組まれると、男鹿市の介護需要者というのはどうなるのかなと心配なんです。私は一連のこれからの、しょっちゅう議論せざるを得ないと思うんだけれども、介護保険をめぐってはね、相当な春先までかけて第6次の計画にかけて、相当な議論が必要だと思います。要は、私はやっぱり男鹿市の介護保険をいい制度にせざるを得ないと思っているし、お世話になる方々のことがいろいろあるわけだからね、改悪して、悪い方向に変えさせたくないわけよ。ところが、今の国の厚生労働省の方針というのは、ほとんど自治体に丸投げして、サービスを行き届かなくさせるというのが実態なんです。取り組んだ例がここにありますよ。前もって、もうやったところあるんですよ。ここでものすごい矛盾が出てきてね、批判されて、ああやめたということになるようなんです。ですから、そういう点では、今、市民福祉部長がちょっと答えの中、教えていただいた中で、これから厚生労働省の方針どおりの計画を組むような話だけは撤回していただきたいなと思うし、極力今度の事業に向かっては、こうした政府の方針どおりの、市長会でも反発しているし、全国の自治体でもこれはひどいよという陳情書が採択されている実情を見ると、相当やっぱり今のままの介護保険の厚生労働省の方針どおりでは、絶対やってはならないと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（三浦利通君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

国の基準と申しましたのは、このたびの条例で指定介護予防支援事業者の人員とか

運営、介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準と地域包括センターの職員の資格とか人数等に関するこの基準、これについてはこれまで国で定めておりました省令等と同一にするとといったことでお答えしております。計画につきましては、現在策定作業中ではございますけれども、当然介護保険法と法令の規定に従って進めざるを得ない、進めるのが当然だと思っておりますので、現状で決まった部分については、それに従って計画を策定していかなければならないものと考えております。

○議長（三浦利通君） 8 番安田議員

○8 番（安田健次郎君） ちょっと私のすれ違いもあったようで、関連で質問しているんで、介護保険についての方向だと思って解釈したんだけど、この法案そのものについては政府の方針なりを遵守すると。それ自体も本当は余り結構ではないと思うんだけど、それは私の勘違いでした。

ただ、私が言った介護保険の改定についてのご意見は、尊重していただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（三浦利通君） 8 番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。1 番佐藤巳次郎君

○1 番（佐藤巳次郎君） 通告しなかった点、非常に謝っておきますが、議案第76号の男鹿市土地開発基金条例を廃止する条例についてお伺いいたします。

市長の提案理由の中で、本議案は土地を先行取得することにより事業を円滑に進めることを目的に設置した男鹿市土地開発基金について、所期の目的を達したことから本条例を廃止するということではありますが、所期の目的という、達したということはどういうことなのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、この土地開発基金は、男鹿市と若美町が合併して以降、利用されているのかどうかです。私はちょっと、まだ、記憶定かでないんですけども、使ったことはないんじゃないかと。ということは、この間10年ぐらい、土地の先行取得がなされておらなかったということにもなるわけですけども、私は廃止しなくても、この後出てくる可能性は十分あるんじゃないかという気がします。何で廃止したのか、ちょっと私は今の時期に廃止するというのが、意味がちょっとわからないわけです。これか

ら男鹿駅前周辺等の事業もあるわけで、先行取得をしなければいけないという事態だって考えられるわけです。そういう中でこれを廃止するというのを今議会に提案した事情というのが、ちょっとわからないのでお聞かせ願いたいなと。

それと、基金が5千万円ですけれども、そのうち現金化されているのが3千707万8千595円という現金出納簿にあるわけですが、この3千707万8千595円というのは、いつからこういう数字が、ずっとかなり前から続いているんじゃないかなという気がしますけれども、この額は使うということで基金から現金化したということだと思いますが、どういうふうになっているのか、何に使おうとして今までやっていたのか、そこら辺をひとつお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長

【産業建設部長 原田良作君 登壇】

○産業建設部長（原田良作君） お答えをいたします。

土地開発基金につきましては、これまでの宅地、主に市営住宅等の土地の用地取得に使われてきた経緯がございます。土地開発公社そのものは主体的にやっておりましたのは、平成23年度で廃止をされております。その基金の所管は建設課に引き継がれたものでございますが、この間、単独子育て住宅、こういったものの建設の方にこの基金の方を使わせていただいております。先ほどお話のありました基金の残高5千万円でございますけれども、このうち船越内子の土地が1筆ございまして、こちらが1千292万1千405円でございます。現金の残高が先ほど佐藤議員おっしゃいました3千707万8千595円となっております。

ただ、この単独子育て住宅ですが、この間、いろいろ需要調査等しましたところ、なかなか申し込みがないという状況が続いております。そういったことで今後、先行取得の目的というのは、もう達成されたものと判断いたしましたところでありますので、今回廃止をさせていただきたいというものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦利通君） 佐藤議員

○1番（佐藤巳次郎君） 市営住宅等の用地の先行取得ということですが、そればかりでない先行投資、誘致企業とか今後考えられるわけです。また、市での事業等でも先行投資が必要といった場合に、土地開発基金を利用するということが必要じゃ

ないかという気がしますけれども、この所期の目的を達成したというのは、仮に市営住宅の先行取得は達したということだろうと思いますけれども、それ以外の分については先行取得は必要ないということなのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、今回5千万円の歳入が出ていますけれども、一般会計の財源が不足しているということで今回、基金を廃止したということにはならないのか、そこら辺についてお聞きします。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長

【産業建設部長 原田良作君 登壇】

○産業建設部長（原田良作君） お答えをいたします。

先行取得の可能性でございます。確かにゼロではございません。ただ、今そういった計画的な先行取得をするような事例が、住宅以外はしばらく出てきていないという実態がございます。そういったこともありまして、このたび、この基金については廃止をさせていただきたいというものでございます。

一般会計の方の絡みでございますが、不足したから今回廃止するというものではございませんので、よろしく願いいたします。

○1番（佐藤巳次郎君） 市営住宅の先行取得はいらぬという話だけれども、それ以外の先行取得は市全体として必要でないのかって聞いているんだけど。

○議長（三浦利通君） 原田産業建設部長、答弁漏れがあるみたいです。

○1番（佐藤巳次郎君） 産業建設部長でなくて、市の方で先行取得することが今後ないかどうかです。それも産業建設部長の仕事だとすれば、それはそうですけれども。

○議長（三浦利通君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） 今、佐藤議員から、これこのままにしておいたらというような話でございますけれども、それこそ合併後もそれなりにこの活用方法がないというようなことから、やはり今言われました誘致企業等の話も出されました。それとあわせて駅前周辺等の話も出されたわけですが、それらにおいては、それなりの皆さんと協議しながら予算計上させながら進めさせていただきますので、何とかこの基金条例を廃止させていただきたいということですので、どうかよろしく願いたい

と思います。

○議長（三浦利通君） 1 番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第 70 号から第 77 号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第 2 予算特別委員会の付託

○議長（三浦利通君） 日程第 2、予算特別委員会の付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 78 号から第 89 号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号から第 89 号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第 3 請願第 3 号の上程、委員会付託

○議長（三浦利通君） 日程第 3、請願第 3 号農協改革に関する請願書を議題といたします。

本件は、会議規則第 133 条第 1 項の規定により、産業建設委員会に付託いたします。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。明日 12 日から 18 日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、明日 12 日から 18 日までは

議事の都合により休会とし、12月19日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時24分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第70号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第71号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第72号 男鹿市青少年問題協議会条例を廃止する条例について
議案第73号 男鹿市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定について
議案第74号 男鹿市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
議案第75号 男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について
議案第77号 男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第76号 男鹿市土地開発基金条例を廃止する条例について
請願第3号 農協改革に関する請願書

予算特別委員会

- 議案第78号 平成26年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
議案第79号 平成26年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について
議案第80号 平成26年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第81号 平成26年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
議案第82号 平成26年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第 8 3 号 平成 2 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 4 号 平成 2 6 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 8 5 号 平成 2 6 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 8 6 号 平成 2 6 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 8 7 号 平成 2 6 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 8 号 平成 2 6 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 8 9 号 平成 2 6 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について